

シルバー人材センター配分金等の 確定申告のご案内

- ◆シルバー人材センターからの配分金は、所得税法上「雑所得」となります。雑所得は、所得税・市県民税の申告が必要となりますことがあります。
 - ◆雑所得の金額は、1 年間の収入から、必要経費（材料費、交通費等）を差し引いた金額です。
 - ◆必要経費が 55 万円未満の場合は、租税特別措置法第 27 条「家庭労働特例」を適用し、配分金収入から 55 万円を上限として、差し引くことができます（ただし、収入金額が限度となります）。
- （注）租税特別措置法第 27 条（家庭内労働特例）が改正され、特例による経費は、令和 2 年分から「65 万円」が「55 万円」になりました。
- ◆派遣就業で働く方は、千葉県シルバー人材センター連合会から、源泉徴収票を送ります。派遣就業の収入は、給与所得となります。
 - ◆他に給与所得がある場合は、55 万円から給与所得控除額を差し引いた残額が、必要経費の上限額となります。

申告について

平成 23 年分申告より、公的年金収入 400 万円以下、かつその他の所得が 20 万円以下の場合は、確定申告は不要となりました。

- ◆配分金、給与、公的年金以外の収入がある方は、その他の控除等について、最寄りの税務署にお尋ねください。

「家庭労働特別」の適用を受ける場合の必要経費の計算例

配分金のみ（公的年金収入が400万円以下で、他の所得がない場合）

例：配分金収入80万円、必要経費2万円の場合

配分金収入 80万円

特例による経費 55万円

必要経費 2万円

- ◆ 特例による経費と必要経費のどちらか大きい方を収入から差し引きます。
⇒ 特例による経費55万円 > 必要経費2万円なので、
配分金にかかる雑所得は $80\text{万円} - 55\text{万円} = 25\text{万円}$ となります。
- ◆ 配分金収入が55万円に満たないときの経費は収入額が限度となります。

配分金の他に給与収入がある場合

例：給与収入40万円、配分金収入60万円、必要経費2万円の場合

給与収入 40万円

配分金収入 60万円

特例による経費 15万円

必要経費 2万円

- ◆ 給与収入が55万円に満たないときは、
必要経費は $55\text{万円} - \text{給与収入金額}$ となります。特例による経費と必要経費のどちらか大きい方を収入から差し引きます。
⇒ 特例による経費55万円 - 給与収入40万円 = 15万円
15万円 > 必要経費2万円なので、
配分金にかかる雑所得は $60\text{万円} - 15\text{万円} = 45\text{万円}$ となります。
- ◆ 給与収入が55万円以上のときは、特例による経費は認められません。